

## 「福井元気宣言」推進に関する政策合意

私は、知事の政策スタッフとして、「福井元気宣言」に掲げられた「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを着実に実現していくため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、特に、今年度は、次に掲げる施策・事業について重点的に取り組むことを西川一誠知事と合意します。

平成15年6月

福井県知事 西川一誠

福祉環境部長 梅田幸重

### 基本姿勢

- ・住民と行政が一体となって、高齢者、障害のある人、子どもたちなど地域で生活するすべての人たちを地域全体で支え育てる福祉社会の実現を目指します。
- ・県民が健康で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携の強化、生涯を通じた健康づくりの推進、医療提供体制の整備充実等に取り組みます。
- ・環境への負荷を低減し、自然と共生しながら、資源・エネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会づくりに県民総ぐるみで取り組みます。
- ・県民の視点に立ち、県民から信頼される福祉環境行政を進めるため、現場主義を徹底し、本庁・出先機関を含めた部内の意思疎通、問題意識や情報共有化の徹底を図ります。
- ・施策の推進に当たっては他部局との連携をより一層密にするとともに、職員の創造力や意欲を引き出すための取組みを行い、働きがいのある職場づくりを目指します。
- ・危機管理の重要性を日頃から認識し、食中毒、感染症など重要案件、突発的な事件・事故が起こった場合は、いち早く連絡、報告するとともに、最善、的確な対応を行います。

## 取組項目

### 1 福井元気宣言の実現

#### 【元気な産業】

- (1) 自然体験、農業体験、食体験等福井県の魅力を活かした「福井型エコツーリズム」を推進するため、県内各地で活躍する自然案内人を「自然の語り部」として養成するなど福祉環境部としてすぐに取り組める具体的事業に着手するとともに、庁内に部局横断型の研究会を設置し、推進体制を整備します。

#### 【元気な社会】

- (1) 「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」などさらに幅広い分野で子育て支援施策を総合的に推進するため、「第3次ふくいっ子エンゼルプラン（仮称）」の策定に着手するとともに、マニフェスト記載項目をはじめ早期に取り組む必要があるものは平成15年度から事業化を推進します。
- (2) 市町村等の理解と協力を得ながら、延長保育の充実、放課後児童クラブの育成・充実を図るとともに、児童健全育成の拠点となる児童館、児童センターの整備を積極的に推進します。
- (3) 乳幼児連れ親子等がいつでも気軽に外出できるよう、公共施設等に授乳コーナーや多目的トイレ等を「まちなかキッズルーム」として平成18年度末までに新たに100か所整備するため、平成15年度から計画的に取り組めます。
- (4) 乳幼児が病気で自宅での保育を余儀なくされる期間、その子どもを預かるデイサービスを行う「病児デイケア」を全市に設置するため、関係市、病院等へ積極的に働きかけ、支援します。

- (5) 新県立病院に整備する「総合周産期母子医療センター」を核とし、高度で専門的な医療を効果的に提供するための総合的な周産期医療システムを整備します。
- また、休日や夜間における小児救急患者に対応するため、福井・坂井医療圏を中心に奥越・丹南医療圏も範囲とする、主要病院の輪番制による小児救急医療体制を整備するとともに、嶺南医療圏においては内科医等に対する小児救急医療研修の実施や「かかりつけ医」の一層の定着などを推進します。
- (6) 平成16年春の新県立病院の開院にあわせ女性専用外来を設置するため、女性医師の確保等の体制整備に取り組みます。
- (7) 子育て家庭の経済負担の軽減策については、少子化対策としての政策効果の観点も踏まえ幅広く検討を行い、平成15年度中に方向性を決定します。
- (8) 不妊に関する情報提供や不妊治療に伴う精神的負担を軽減するため、専門相談窓口を設置します。
- (9) 高齢者の生涯学習機会の充実を図るため、(財)福井県すこやか長寿財団が行う各種講座の充実を図るほか、他部局と連携しながら、公民館、図書館等の身近な施設での多様な学習講座や大学の公開講座の充実などに取り組みます。
- (10) がん検診の受診率の向上を図るため、市町村とともに普及啓発に積極的に取り組むとともに、「地域がん診療拠点病院」の指定により、地域におけるがん診療体制を強化します。
- (11) 県民の健康寿命を引き上げるため、県民自らが主体的に行う健康づくりを積極的に推進する「一団体一健康づくり」や健康づくりに取り組む団体のネットワーク化を図るとともに、歯科健康診査の受診率の向上や歯科保健指導者の質の向上、8020運動の普及啓発等に積極的に取り組みます。
- また、平成15年5月に施行された「健康増進法」の趣旨を踏まえ、新たな健康増進計画を策定します。

- (12) 医療に関する患者やその家族の苦情、相談等に迅速に対応し、医療機関への情報提供、連絡調整等を行う体制を整備するため、庁内に「医療安全支援センター（仮称）」を設置します。また、地域における医療安全に関する相談体制を整備するため、各健康福祉センター内に「医療安全支援センター地域相談窓口（仮称）」を設置します。
- (13) 「福井県第三次障害者福祉長期計画」に掲げる施策の達成目標の見直しを行い、授産施設などの心身障害者更生援護施設やデイサービス、ホームヘルパー等を計画的に整備、充実します。
- また、障害のある人が健常者とともに暮らすまちづくりを実現するため、県有施設、市町村施設、民間施設のバリアフリー化を積極的に推進します。
- (14) NPO、ボランティアや地域コミュニティと連携して、地域全体で高齢者、障害のある人等を支える体制を整備するため、住民の主体的参加による様々な地域福祉活動を積極的に支援します。
- (15) 真に入所が必要な方の「待機者ゼロ県」を実現するため、特別養護老人ホームなど各種介護保険施設等を計画的に整備するとともに、在宅介護サービスの充実を図ります。

## 【元気な県政】

- (1) 「ごみ減量化・リサイクル日本一」を実現するため、各種団体等により設立された「ごみゼロふくい推進協議会」と連携しながら、「マイバッグキャンペーン」などきめ細かな啓発活動を実施するとともに、市町村における「ごみゼロ行動プラン」の策定を支援し、ごみの分別収集体制の整備を促進します。
- また、リサイクル製品の需要拡大や県民、事業者、市町村におけるグリーン購入の促進などに積極的に取り組みます。
- (2) 資源循環システムの構築と環境関連産業の創造と振興を目指す「資源循環拠点地域整備構想」の実現に向け、産学官による研究会を開催し、構想の具体化に向けた検討を進めます。

- ( 3 ) 公共関与による廃棄物の適正処理のモデル的施設となる「リサイクル推進センター（仮称）」については、排出事業者や市町村の意向調査、民間リサイクル施設の事業化の動向調査を行い、平成 1 5 年度中に事業化に向けての方向性を決定します。
- ( 4 ) 各健康福祉センターごとに設置している廃棄物不法処理防止連絡協議会（市町村、土木事務所、警察署、農林総合事務所、健康福祉センターで構成）に新たに森林組合等の参加を求めるとともに、市町村職員を県職員に併任し、廃棄物処理法上の立入検査権を付与することにより、廃棄物の不法投棄に関する監視体制を強化します。
- ( 5 ) 県民一人ひとりの環境意識の醸成を図るため、環境関連情報を収集・発信するとともに、県民、事業者等の自主的取組みを支援し、行政を含めたパートナーシップを構築するための活動・交流の場となる環境学習拠点について検討を進めます。
- ( 6 ) 地球温暖化防止に向けた地域や家庭における省エネルギー等の実践活動を市町村と連携しながら促進します。
- また、低公害車の導入を促進するため、地球温暖化防止キャンペーン等を活用した普及啓発に積極的に取り組むとともに、低公害車の中でも二酸化炭素排出量が低くシンボルでもあるハイブリッド車購入に係る助成制度を創設します。
- ( 7 ) 平成 1 2 年 4 月から本庁において運用し、平成 1 5 年 4 月から対象範囲を出先機関へ拡大した県庁環境マネジメントシステムについては、審査登録機関による審査を受け、平成 1 5 年 1 1 月には出先機関も含めた I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得します。
- ( 8 ) 生物多様性を確保する上で重要な里地・里山を選定し、部局横断的にその保全や自然体験、環境学習などの活用に取り組むため、平成 1 6 年度中の取りまとめ・公表に向け、選定調査に取り組みます。
- また、モデル事業として、関係部局や地元市と連携し、武生市西部地域の保全・活用ビジョンの策定に着手します。

## 2 その他の重点施策

- (1) (福)福井県福祉事業団については、平成15年4月の小浜福寿園の移譲に引き続き、松岡福寿園、大安寺荘の移譲に向け、関係市町等と協議を進めるとともに、自主事業の導入、利用料金制度の導入等経営の見直しを行います。
- (2) 県民から信頼され、心身両面にわたる総合的かつ高度な医療を提供する新県立病院の平成16年春の開院に向け、本棟建設工事を着実に進めるとともに、高度医療機器の整備、電子カルテシステムを核とした医療情報システムの整備、各種運営マニュアルの策定を進めるなど新病院の円滑な運営に万全を期します。  
さらに、第2期工事として平成18年度完成を目指し、精神病棟の実施設計等に取り組みます。
- (3) 県立病院関連施設である小児療育センター、特殊教育センター、福井東養護学校および看護専門学校の再整備に向け、基本・実施設計を策定します。
- (4) 重症急性呼吸器症候群(SARS)など感染症の脅威に対応するため、各健康福祉センター、市町村、医療機関等との緊密な連携の下、県民への適時、適切な情報提供、医療体制の整備・確保等に万全を期すとともに、感染症発生動向調査の強化など感染症対策の充実を図ります。
- (5) ストレスやひきこもりなど新たな課題に対応するため、県立病院敷地内に設置されている精神保健福祉センターを移転・再整備し、機能の拡充を図ります。
- (6) 平成16年3月に開催される第55回結核予防全国大会を通し、県民の結核予防に対する意識の高揚を図ります。
- (7) 消費者保護を第一とし、「農場から食卓まで」の一貫した食品安全の確立を目指すため、「総合的な食品の安全性確保に関する行動計画(仮称)」を策定し、行政、関係業界等が一体となって食品衛生の確保、食品表示の適正化等に取り組みます。
- (8) 敦賀市民間最終処分場問題については、浸出液処理施設の維持管理を県が代執行

により適切に実施するとともに、平成14年8月に完成した覆土工事や平成15年6月完成の処分場えん堤下部および木の芽川護岸からの漏水防止対策工事の効果を検証するため、定期的に処分場内外の水位観測、水量測定、水質検査を行い、その結果を技術検討委員会に諮り、新たな対策の必要性について検討を行います。